

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り、その翌日)

## 目 次

◇告 示 鳥取県土地利用基本計画の変更

計量器の定期検査の実施

土地改良区の役員の就退任(五件)

土地改良区の役員の就任

基本測量の実施

◇公 告 消防設備士試験の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第四百八十八号

鳥取県土地利用基本計画を昭和五十七年三月三十一日変更したので、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により公表する。

昭和五十七年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地利用基本計画図中森林地域に係る部分を次のとおり変更する。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県企画部土地対策課及び関係市町村国土利用計画担当課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第四百八十九号

計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十七年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

#### 一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十七年六月十五日から  
昭和五十八年三月三十一日まで

当該計量器の所在の場所

#### 二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 日 実 施 時 間 実 施 区 域 実 施 場 所

昭和五十七年  
六月十五日

午前十時から  
午後二時まで

米子市 米子市彦名公民館

昭和五十七年 六月十六日	〃	〃	米子市崎津公民館
昭和五十七年 六月十七日	午前十時から 午後三時まで	〃	米子市大篠津公民館
昭和五十七年 六月十八日	〃	〃	米子市和田公民館
昭和五十七年 六月二十一日	〃	〃	米子市富益公民館
昭和五十七年 六月二十二日	〃	〃	米子市夜見公民館

鳥取県告示第四百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり久米土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事	山根 勝美	倉吉市桜四二九
〃	西山栄太郎	〃 福本一五〇一五
〃	柴山 正行	〃 横田六八六
〃	岩本 壽明	〃 一一八一三
〃	河本 英隆	〃 福光四一九
〃	河田 鐵雄	〃 三江一五五

〃	野谷 貞一	〃 四六四一
〃	清水 昭	〃 尾田一七五
〃	田中 敏男	〃 上米積八一五一二
〃	藤井 毅治	〃 上福田二九〇
〃	石田 博美	〃 服部七四五
〃	田村 範幸	〃 二二三
〃	門脇 馨	〃 岡一七六
〃	稻毛 光明	〃 福積一〇六
〃	徳田 早苗	〃 福光四四二
〃	松島 文夫	〃 福本一二五
〃	高木 敏志	〃 服部六八五

昭和五十七年三月十八日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	山根 勝美	倉吉市桜四二九
〃	西山栄太郎	〃 福本一五〇一五
〃	柴山 正行	〃 横田六八六
〃	河本 英隆	〃 福光四一九
〃	野谷 貞一	〃 三江四六四一
〃	清水 昭	〃 尾田一七五
〃	田中 敏男	〃 上米積八一五一二
〃	藤井 毅治	〃 上福田二九〇
〃	門脇 馨	〃 岡一七六
〃	美浦 好信	〃 三江一四四

小谷龍之進 福積一八

楠本 正寿 服部六〇五

監事 岩本 壽明 横田一八一三

石田 博美 服部七四五

矢田 幹雄 三江五三二

昭和五十七年三月十九日就任 任期四年

鳥取県告示第四百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東伯町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 田中 千藏 東伯郡東伯町大字下伊勢五五八

村岡 一郎 大字上伊勢一三七

谷岡 良夫 大字槻下六九二

昭和五十七年三月二十三日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 藤本 昭之 東伯郡東伯町大字下伊勢五三九一

池本 剛雄 大字上伊勢九〇

盛山 孝明 大字槻下七八三

昭和五十七年三月二十四日就任 任期昭和五十八年八月二十六日まで

鳥取県告示第四百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条砂丘土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 加藤 一夫 東伯郡北条町大字江北六一三

清水 孝志 一七二八一三

淀瀬 博行 二〇九二

野嶋 稔 大字国坂五三五

井上 君男 二五八

浜本 昭 大字弓原四一〇

磯江 伸寿 大字北尾四三八

浜本早太郎 大字弓原六一二

石賀十七一 大字下神七三六一

根鈴 一雄 大字松神七六四

田中 貢 大栄町大字東園四〇八  
大字西園一、一八六一

吉田 重美 大字西園一、一六三  
 吉田 貢 大字由良宿一、一六二  
 竹歳 幹男 一、八六一  
 田村淳之助 大字妻波七二九  
 昭和五十七年三月三十一日退任  
 監事 磯江 茂 東伯郡北条町大字江北五八二  
 田中秀太郎 大字田井三四五一  
 金山 正夫 大栄町大字東園三六三  
 昭和五十七年三月三十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 加藤 一夫 東伯郡北条町大字江北六一三  
 田村 武 一七〇〇  
 村中 壽春 二七二九一八  
 前田 英正 大字国坂一四八八一  
 井上 君男 二五八  
 濱本 昭 大字弓原四一〇  
 磯江 伸壽 大字北尾四三八  
 濱本早太郎 大字弓原六一二  
 太田 重榮 大字下神七〇八  
 根鈴 一雄 大字松神七六四  
 永田 正繼 大栄町大字東園三三三  
 田中 貢 大字西園一一八六一  
 吉田 重美 一一六三

吉田 貢 大字由良宿一一六二  
 福島 崇 一五三四  
 丸 英夫 大字妻波一二三三  
 昭和五十七年四月一日就任 任期三年  
 監事 磯江 茂 東伯郡北条町大字江北五八二  
 田中秀太郎 大字田井三四五一  
 金山 正夫 大栄町大字東園三六三  
 昭和五十七年三月三十一日就任 任期三年

鳥取県告示第四百九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり若土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 山本 梅敏 倉吉市鴨河内四六九  
 向井 幸樹 一〇五一一一  
 米田 実夫 一〇〇八  
 米田 近造 一〇〇五  
 山本 整 四六九

岡本 民栄 一〇五一一  
 多賀 末広 一一六三  
 監事 猪川 良徳 一〇七八  
 馬西 明徳 一一〇五一一  
 西村 進 四〇二

昭和五十七年三月十四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山本 梅敏 倉吉市鴨河内四六九  
 向井 諭 一〇五一  
 山本 整 四六九  
 福田 博実 一〇四九  
 岡本 民栄 一一〇五一一  
 岡本理一郎 一一二四  
 米田 房吉 一〇二二  
 監事 馬西 明徳 一一〇五一一  
 西村 進 四〇二  
 米田 紀男 一〇一四

昭和五十七年四月十日就任 任期四年

鳥取県告示第四百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり新開川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

退任した役員の氏名及び住所

理事 影島 繁雄 米子市上福原一五四九

昭和五十七年三月十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 平本 睦夫 米子市上福原一一八四

昭和五十七年三月二十九日就任 任期昭和五十九年四月五日まで

鳥取県告示第四百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米川土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

就任した役員の氏名及び住所

理事 吾郷 弘 米子市道笑町三丁目一一九

昭和五十七年四月六日就任 任期昭和六十年一月二十日まで

鳥取県告示第四百九十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四号第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十七年五月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 作業種類 基本測量（水準重力測量）
- 二 作業期間 昭和五十七年六月一日から同年十一月三十日まで
- 三 作業地域 鳥取市、倉吉市、米子市、岩美町、福部村、河原町、気高町、青谷町、羽合町、泊村、大栄町、東伯町、赤碓町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町、日南町、日野町、江府町及び溝口町

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の8に規定する消防設備士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の12の規定により公告する。

昭和57年5月14日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時
  - ア 筆記試験 昭和57年8月27日 午前9時から
  - イ 実技試験 昭和57年8月27日 午後1時30分から
- (2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

2 試験の種類

- (1) 甲種消防設備士試験
- (2) 乙種消防設備士試験

3 試験の方法

試験は筆記試験及び実技試験の方法により行う。

4 受験手続

- (1) 提出書類
- ア 受験願書

所定の用紙により試験の種類及び消防法施行規則第33条の3の指定区分（以下「指定区分」という。）ごとに提出すること。

イ 受験資格を有することを証明する書類（甲種消防設備士試験を受験する者のみ）

ウ 写真（受験願書提出前6箇月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルの正面上半身像のもの）1枚

(2) 受験願書等の受付期間

昭和57年6月15日から同年7月5日まで（郵送の場合は、昭和57年7月5日までの消印のあるものは、有効とする。）

(3) 受験願書等の提出先

鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県総務部消防防災課

(4) 受験手数料等

ア 受験手数料

甲種消防設備士試験 一の指定区分につき 3,000円

乙種消防設備士試験 一の指定区分につき 2,000円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

ウ 既納の手数料は返還しない。

5 その他

(1) 受験願書用紙は、各消防本部(局)、社団法人鳥取県消防設備保守協会又は鳥取県総務部消防防災課に請求すること。

(2) その他不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。